

昭和62年 3 月 20日

埼例規第14号・外・通指

警 察 本 部 長

緊急通報装置運用要領

(概要)

本通達は、街頭活動等により交番を不在にした場合において、当該交番を訪れた住民からの急訴に対応するため、緊急通報装置の設置及び効率的な運用について必要な事項を定めたものである。